

詳しい内容は、研究開発計画、公募要領及び関連資料をお読みください。

# 「バイオものづくり革命推進事業」

## 公募説明会 説明資料

実施日：2026年 2月24日

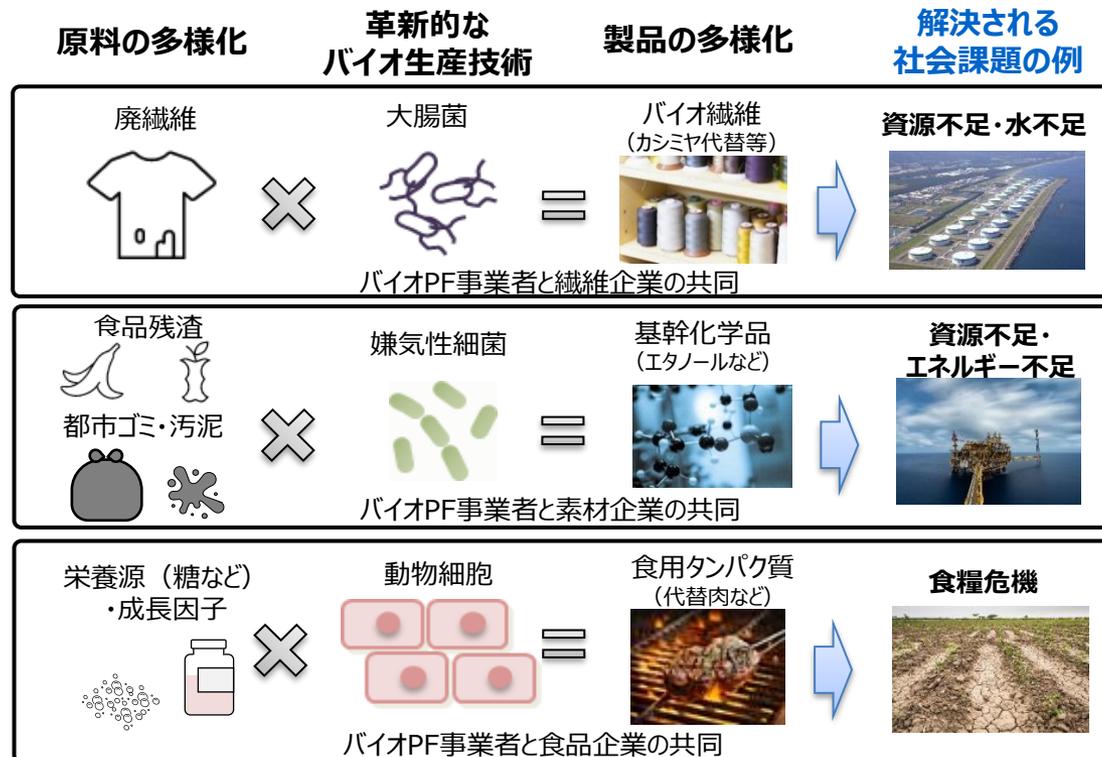
国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
バイオ・材料部 バイオものづくり室

- マイクはミュート、カメラはオフにして参加頂きますようお願いいたします。
  
- 最後に質疑応答の時間を設けますので、質問がある場合には挙手ボタンにてお知らせ頂き、NEDO事務局からの指名を受けてからミュート解除してご発言頂きますようお願いいたします。  
(発言が難しい場合、チャットにてご質問ください)
  
- 本説明会終了後も、引き続きメールでの問い合わせ対応はいたしますので、そちらも併せてご活用ください。
  
- 本日の資料は、後日公募ホームページに掲載します。

1. 事業目的
2. 事業概要
3. 留意事項
4. 提案方法など
5. よくあるご質問

# バイオものづくり革命推進事業の目的

- **合成生物学の革新的な進化**により、**バイオものづくりで利用可能な原料と製造可能な製品の幅が拡大**。CO<sub>2</sub>を原料とし、海洋で分解されるプラスチックなど、バイオものづくりは、気候変動、食糧・資源不足、海洋汚染といった社会課題の解決と経済成長との「二兎を追うことができる」イノベーションとして、無限の可能性が生まれている。
- 一方で、バイオ由来製品が社会で広く活用されるためには、技術面、コスト面、制度面での課題がある。輸入バイオマス原料は高騰し、国内の未利用資源への転換も求められている。本事業では、**バイオものづくりのバリューチェーン構築に必要な技術開発や社会システムの実証**を行い、**バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオ由来製品の社会実装を推進し、ひいては我が国産業競争力の強化と社会課題解決を実現する**。



# バイオものづくり革命推進事業における支援対象イメージ

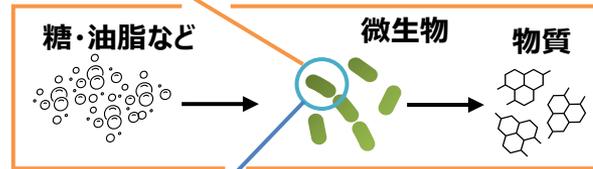
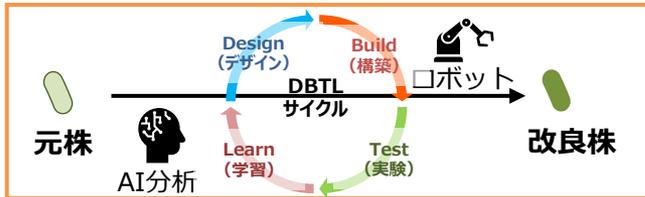
令和4年度第二次補正予算額：2700億円



- 本事業では、未利用資源の収集・原料化、微生物等の改変技術、生産・分離・精製・加工技術、社会実装に必要な制度や標準化等のバイオものづくりのバリューチェーン構築に必要な技術開発及び実証を一貫して支援。

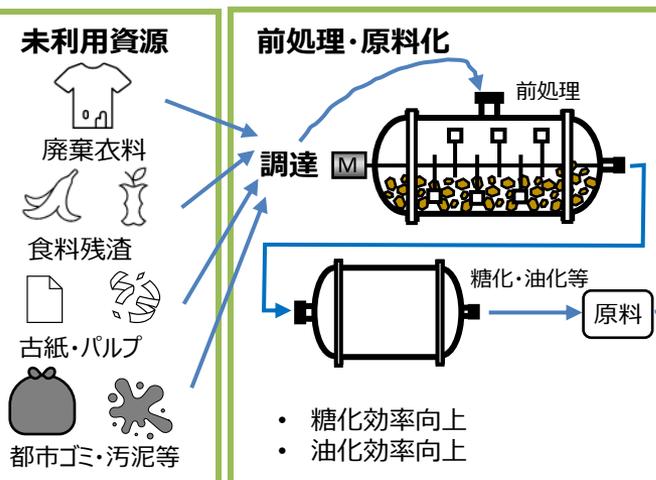
## バイオものづくりによる製品の製造フロー（イメージ）

### ②産業用微生物等の改良技術の開発

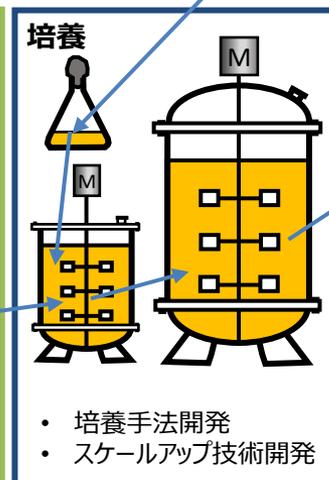


微生物の開発効率と  
微生物の物質生産効率を向上

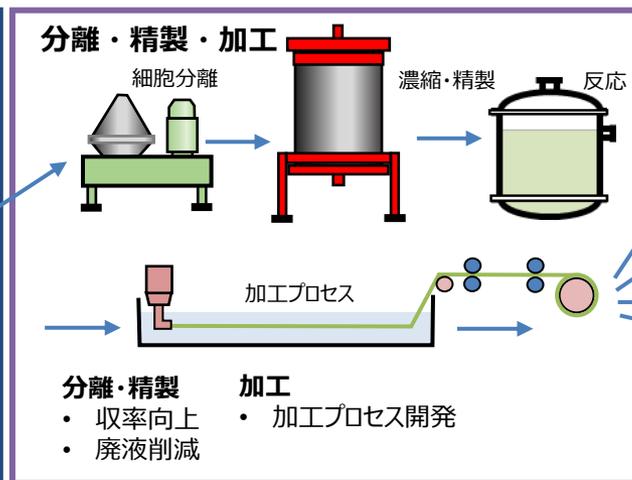
### ①未利用資源の調達・原料化のための実証等



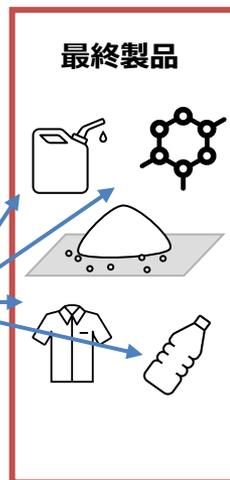
### ③微生物等による生産技術の開発・実証



### ④分離・精製・加工技術の開発・実証



### ⑤LCA・製品表示等改変



スケールアップと製造コストの低減

国内サプライチェーンの構築と前処理技術の高度化による原料の安定供給

1. 事業目的
- 2. 事業概要**
3. 留意事項
4. 提案方法など
5. よくあるご質問

# 各研究開発項目の概要



研究開発項目(大分類)	(小分類)	研究開発期間	ステージゲート審査 (SG)	予算規模 (提案1件あたり)
①未利用資源の収集・資源化のための開発・実証	(a)未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査	1年程度	調査終了後	≦合計200億円
	(b)未利用資源の原料化のための開発・実証	5年以内 ※(c)と合わせて実施する場合は2年延長可	・2年以内 ・期間5年超過は2年以後5年以内	
	(c)循環型バイオものづくりを進めるための原料としてのバイオ製品等の収集実証	5年以内 2年延長可	同上 2年延長する場合、 (c)の実証開始以前	
②産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化	(a)産業用微生物等の開発・育種	5年以内	・2年以内 ・期間5年超過は2年以後5年以内	≦30億円
	(b)産業用微生物等の開発・育種等を通じたプラットフォーム技術の高度化	5年以内	同上	≦500億円
③微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証	-	5年以内	同上	≦800億円 ※補助率は、TRL・企業分類により変動
④微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証	-	5年以内	同上	≦300億円 ※補助率は、企業分類により変動
⑤バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発	-	5年以内 2年延長可	同上	≦10億円

(※)「研究開発計画」3項(2)「研究開発期間」に例示される例外スケジュールでの提案を行う場合には、採択審査でその必要性を認められた場合のみ実施可能となります。

# 研究開発項目ごとの事業種別（補助率）

- 研究開発項目ごとに、委託／補助（補助率）の種別が異なる。  
また、研究開発項目③は、TRLや企業種別によって補助率が異なる。

研究開発項目(大分類)	(小分類)	委託・補助	補助率（数値は全て上限値）
①未利用資源の収集・資源化のための開発・実証	(a)未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査	委託	—
	(b)未利用資源の原料化のための開発・実証	補助	1/2
	(c)循環型バイオものづくりを進めるための原料としてのバイオ製品等の収集実証	補助	1/2
②産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化	(a)産業用微生物等の開発・育種	補助	1/2
	(b)産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化	委託	—
③微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証	-	補助	■ TRL 4～5（ベンチ～パイロット） 2/3
			■ TRL 6（セミコマーシャル） 大企業；1/2 中小企業等；2/3
			■ TRL7以上（コマーシャル） 大企業；1/3 中小企業等；1/2
④微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証	-	補助	大企業；1/3 中小企業等；1/2
⑤バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発	-	委託	—

# (参考) TRLの定義およびTRLと項目③の補助率の関係

- 本事業では、研究開発・実証の終了時に TRL7 以上に到達可能な計画であることが必要となる。

	TRL定義	バイオものづくり革命推進事業 研究開発項目③	
		位置づけ	補助率 (上限値)
TRL 1	基本原理・現象の解明 Initial idea: basic principles have been defined	—	—
TRL 2	原理・現象の定式化 Application formulated: concept and application of solution have been formulated	—	—
TRL 3	技術コンセプトの実験的な証明 Concept needs validation: solution needs to be prototyped and applied	—	—
TRL 4	試験環境下での初期プロトタイプ実証 Early prototype: prototype proven in test conditions	ベンチ〜パイロット	2/3
TRL 5	想定使用環境下での機能別大型プロトタイプ実証 Large prototype: components proven in conditions to be deployed		
TRL 6	想定使用環境下での統合プロトタイプ実証 Full prototype at scale: prototype proven at scale in conditions to be deployed	セミコマーシャル	大企業；1/2 中小企業等；2/3
TRL 7	商用前実証によるソリューション検証 Pre-commercial demonstration: solution working in expected conditions	コマーシャル  〔 研究開発・実証の 終了時にTRL7以上に 到達可能な計画で あること 〕	大企業；1/3 中小企業等；1/2
TRL 8	実機での初期的商用稼働 First-of-a-kind commercial: commercial demonstration, full-scale deployment in final form		
TRL 9	実環境下での商用稼働 Commercial operation in relevant environment: solution is commercially available, needs evolutionary improvement to stay competitive		

\* (出典)IEAのHP (<https://www.iea.org/reports/innovation-gaps>) 及びJST研究開発戦略センター 海外調査報告書「主要国における橋渡し研究基盤整備の支援」 (<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2015-OR-03.html>) を参照して経済産業省で作成

	類型 1	類型 2	類型 3 *	類型 4 *	類型 5	類型 6
研究開発項目①	●	●			● ※ 1	
研究開発項目②	●		●			● ※ 2
研究開発項目③	●	●	●	●		
研究開発項目④	●	●	●	●		
研究開発項目⑤	●	●	●	●	●	●

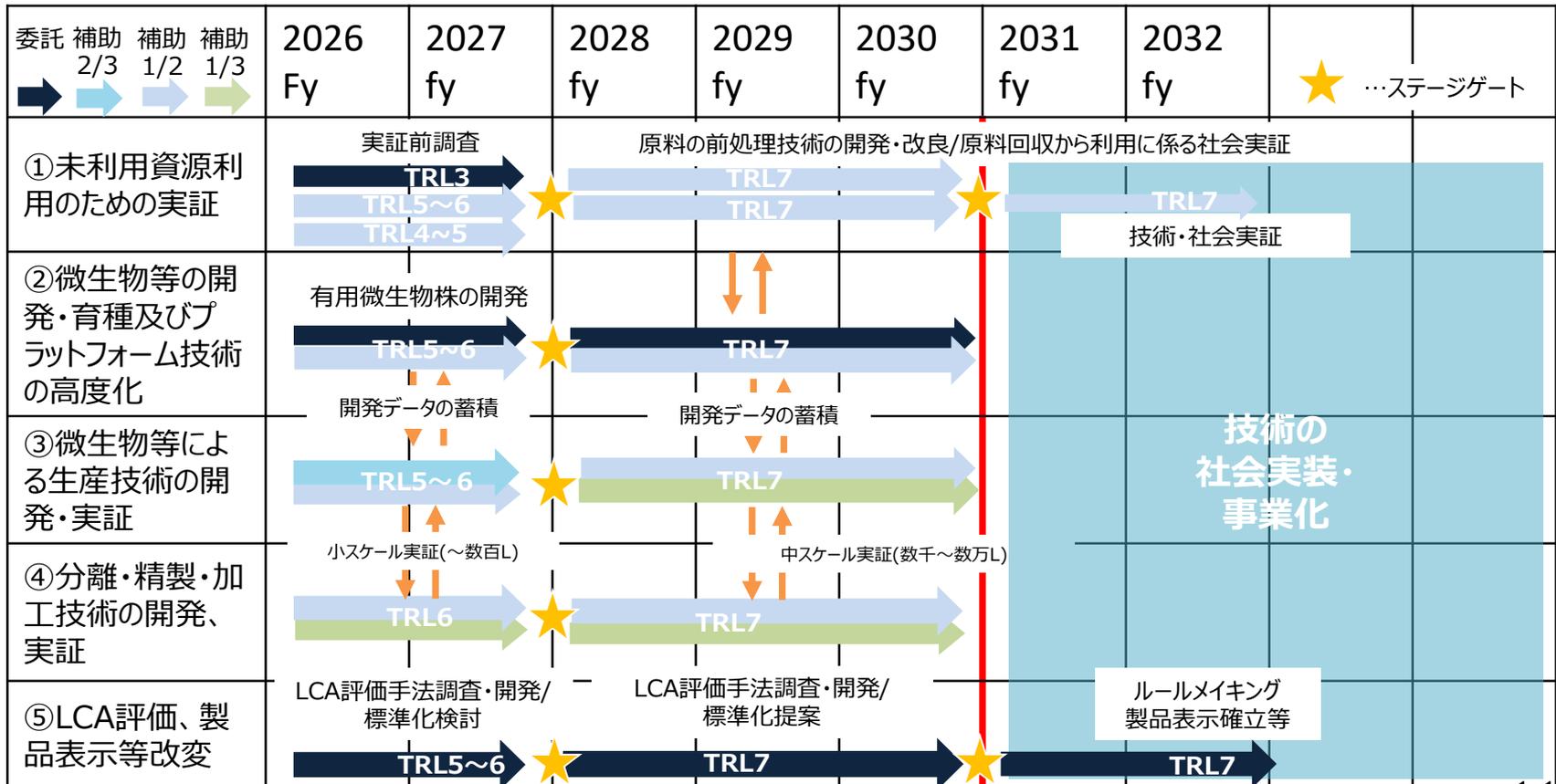
\* 類型 3 及び類型 4 については、**食品など規制やパブリックアクセプタンス等の関係から未利用原料の使用が適さない製品を製造する場合が対象**となりますが、未利用原料のうち、十分に活用されていないバイオマス資源であって、活用にあたり技術開発を伴わないバイオマス資源を用いる場合の応募も可能とします。

※ 1 : 類型 5 として応募する場合は、研究開発開始後 **1 回目の SG までに研究開発項目②～⑤の開発を行う企業テーマとの共同で研究を行うもしくは共同研究の見込みを示した上で、技術検証することを条件**とし、条件を達成できない場合は研究開発を中止します。共同研究を行うテーマは、本事業の第4回公募以外で提案のあったものも可能とします。

※ 2 : 類型 6 として応募する場合は、**微生物等の開発・育種（研究開発項目②(a)）のみと研究開発項目⑤による組み合わせでの提案は受け付けません。また本事業の採択案件又は今後採択される他の提案案件の開発を促進するための提案であることを前提とすることを求めます。**

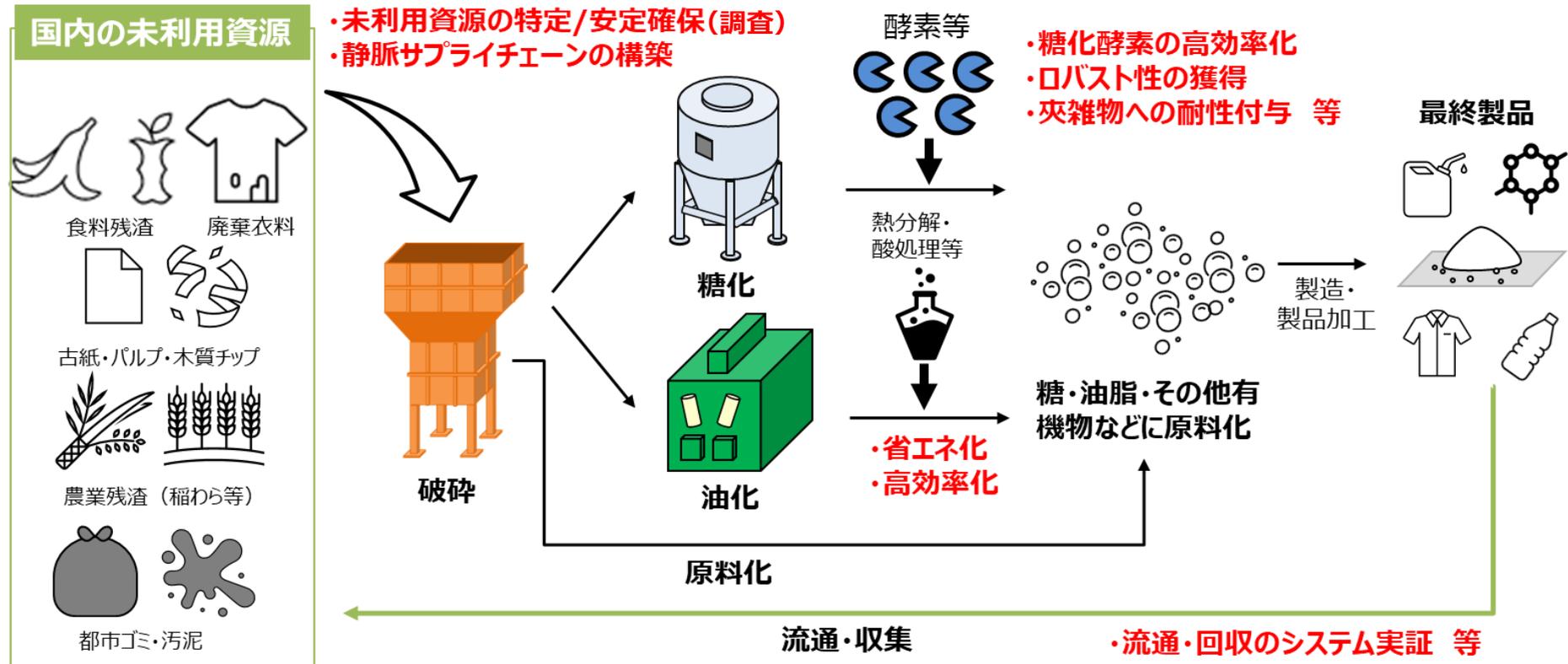
# 研究開発スケジュール

- **研究開発期間は原則5年以内とする。技術的困難性の程度によって、開発・実証のスケジュールを前倒しにする場合がある。**
- **研究開発期間中にステージゲート審査を実施する。**
  - \* 研究から開発に至るプロセスを数段階の「ステージ」に分割し、ステージ間に「ゲート」を設け、一定の要件がクリアできているかを社会実装・技術推進委員会が評価する。実施時期は採択後にNEDOが指示する。
- 各研究開発項目において、事業終了時にTRL7以上の技術を確立し、その社会実装・事業化を求める。



# 【研究開発項目①】未利用資源の収集、資源化のための開発・実証

- 糖や油脂などのバイオものづくりに一般的に用いられる原料以外の未利用原料を使用する場合、安定的な生産のため、調達ルート及び十分な量を確保することが求められる。
- 本項目では、2029年度までに未利用資源をバイオものづくりの原料として利用する技術、および **海外のバイオマス原料等と同等以下の価格水準まで低下させる技術**を確立し、**バイオ製品等の市場での流通・収集・原料化が可能なサプライチェーン**を構築する。



※ 未利用資源の収集・資源化においては、関連法令等を遵守し、既存のリサイクルシステム等にも配慮するなど、持続可能な開発を目指すこと。

## 【研究開発項目①】未利用資源の収集・資源化のための開発・実証

### (a) 未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査（委託）

#### ● 開発対象：

- ・ 国内の未利用資源を収集しバイオものづくりの原料とするために必要となるサプライチェーンを構築する上で必要な調査を実施します。
- ・ 本調査を実施する場合は、(b) の「未利用資源の原料化のための開発・実証」と一体的に実施する計画の提出を求めます（(a) 単独の提案は不可）。
- ・ ただし、(b) の開始の可否は (a) の調査終了時の SG にて判断し、調査終了時の SG の前後で (a) と (b) を含む実施計画の変更を行うことも可能とします。

#### ● 開発目標：

- ・ 本調査の成果を活用した未利用資源収集のサプライチェーンの構築事例の創出

#### ● 事業形態： 委託

#### ● 事業期間： 原則 1 年程度

#### ● SG：

- ・ NEDO が設定する審査を経て、(b) および (c) の開始可否を決定します。  
なお、調査に要した期間は (b) および (c) の研究開発には含めません。

#### ● 予算規模：

- ・ 提案 1 件当たり研究開発項目① (a) 、 (b) 、 (c) の NEDO 負担額合計 200 億円以下

#### ● 提案対象者： 企業・学術機関等

# 【研究開発項目①】未利用資源の収集・資源化のための開発・実証

## (b) 未利用資源の原料化のための開発・実証（補助）

### ● 開発対象：

- ・ 未利用資源をバイオものづくりにおいて一般的に利用される糖や油脂、その他有機物などの原料に変換する上で必要となる技術の開発と未利用資源の収集及び原料化実証を対象とします。また、第3回公募までに採択されている案件について、公募で提案のあった、未利用資源を原料利用する際に必要となる酵素の開発・生産実証（供給を含む）を追加することを可能とします。なお、実施者等において研究開発項目②～⑤と一体的な形ではなく、本研究開発項目のみに応募する場合は、事業開始後に研究開発項目②～⑤の開発を行う企業テーマとの共同研究を行いつつ、技術検証を行うこととします。共同研究を行うテーマは、本事業の第4回公募以外で提案のあったものも可能とします。

### ● 開発目標：

- ・ 2029年度までに、未利用資源をバイオものづくりの原料として利用する技術を確立し、海外のバイオマス原料等と同等以下の価格水準まで低下させる技術を確立する。

### ● 事業形態： 補助（補助率：上限1/2）

### ● 事業期間： 原則として、5年（60か月）以内

### ● SG： 交付決定日から2年（24か月）以内に実施する。

- ・ (b)の実施後に(c)の実証へ移行する場合、(b)実施期間中に再度SGを行い、(c)への移行可否を判断する。

### ● 予算規模：

- ・ 提案1件当たり研究開発項目①(a)、(b)、(c)のNEDO負担額合計200億円以下

### ● 提案対象者： 企業等

● **開発対象：**

- ・ 未利用資源の原料化プロセスにおいては、対象とする未利用資源の種類や品質によって技術課題が異なり、商業生産時に使用される原料と近い条件の原料調達が必要となることから、技術開発に必要な未利用資源及び製造された製品を如何に分別し収集するか、サプライチェーンを構築するための実証といった要素を含めることも可能とします。
- ・ ただし、これらの実証を実施する場合は、(b) の「未利用資源の原料化のための開発・実証」と一体的に実施することを必須とします。

● **開発目標：**

- ・ 2032年度までに、バイオ製品等の市場での流通・収集・原料化が可能なサプライチェーンを構築する。

● **事業形態：** 補助（補助率：上限1/2）

● **事業期間：** 原則として、5年（60か月）以内

● **SG：** 交付決定日から2年（24か月）以内に実施する。

● **予算規模：**

- ・ 提案1件当たり研究開発項目①(a)、(b)、(c)のNEDO負担額合計200億円以下

● **提案対象者：** 企業等

# 【研究開発項目①】未利用資源の収集、資源化のための開発・実証 提案可能なパターン

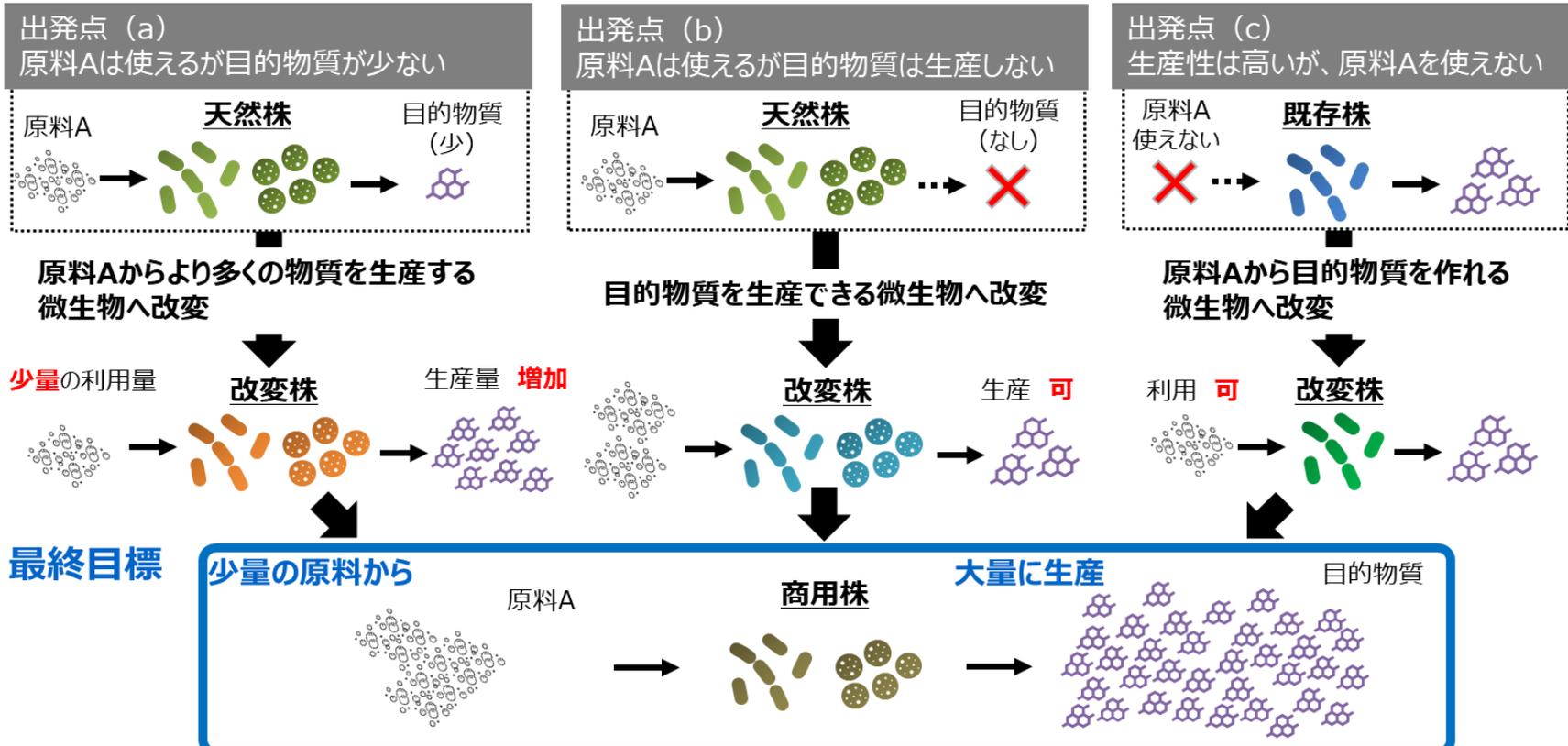
- 研究開発項目①のうち、**(b) の実施は必須。**

小分類	提案可能なパターン			
	i	ii	iii	iv
(a) 未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査（委託）	●	●		
(b) 未利用資源の原料化のための開発・実証（補助）	●	●	●	●
(c) 循環型バイオものづくりを進めるための原料としてのバイオ製品等の収集実証（補助）		●		●

【研究開発項目②】産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化 (a) 微生物等の開発・育種 (補助)

- 微生物等の物質生産機能の向上や高い物質生産機能を保ったまま従来とは異なる原料を利用可能とし、最終製品を市場投入可能な価格水準(現行製品の1.2倍以下)で生産可能な性能をもつ微生物等を開発する。(技術的困難性の小さいものは開発の対象としない)

<イメージ>



ロボティクス・自動化装置などを積極的に活用し、効率的な微生物等開発・育種を行うことも含める。

● **開発対象：**

- ・幅広い微生物等\*1を対象に、ゲノム編集・遺伝子改変等の技術によって高い物質生産性を有する産業用微生物等の開発や、原料化した未利用資源（以下、「未利用原料」という。）を利用した物質生産を行う上で必要なロバスト性の獲得といった機能を付与させるための産業用微生物等の開発などを行います。
- ・物質生産以外にも、微生物や動植物細胞等に対して、増殖性の向上や培養の高密度化への耐性付与といった開発なども対象とします。
- ・加えて、本研究開発項目では、微生物等の開発・育種に有用なロボティクス・自動化設備を活用し、効率的な微生物等開発・育種の実施を目指します。
- ・技術的困難性が小さく研究開発要素の少ない育種等については対象とはしません。

● **開発目標：**

- ・微生物等の物質生産機能の向上や高い物質生産機能を保ったまま従来とは異なる原料を利用可能とし、最終製品を市場投入可能な価格水準（現行製品の1.2倍以下）で生産可能な性能をもつ微生物等を開発します。

● **事業形態：** 補助（補助率：上限1/2）

● **事業期間：** 研究開発時点から、5年（60か月）以内

● **SG：** 原則として2年（24か月）以内に実施する。

● **予算規模：**

- ・提案1件当たり、原則としてNEDO負担額30億円以下

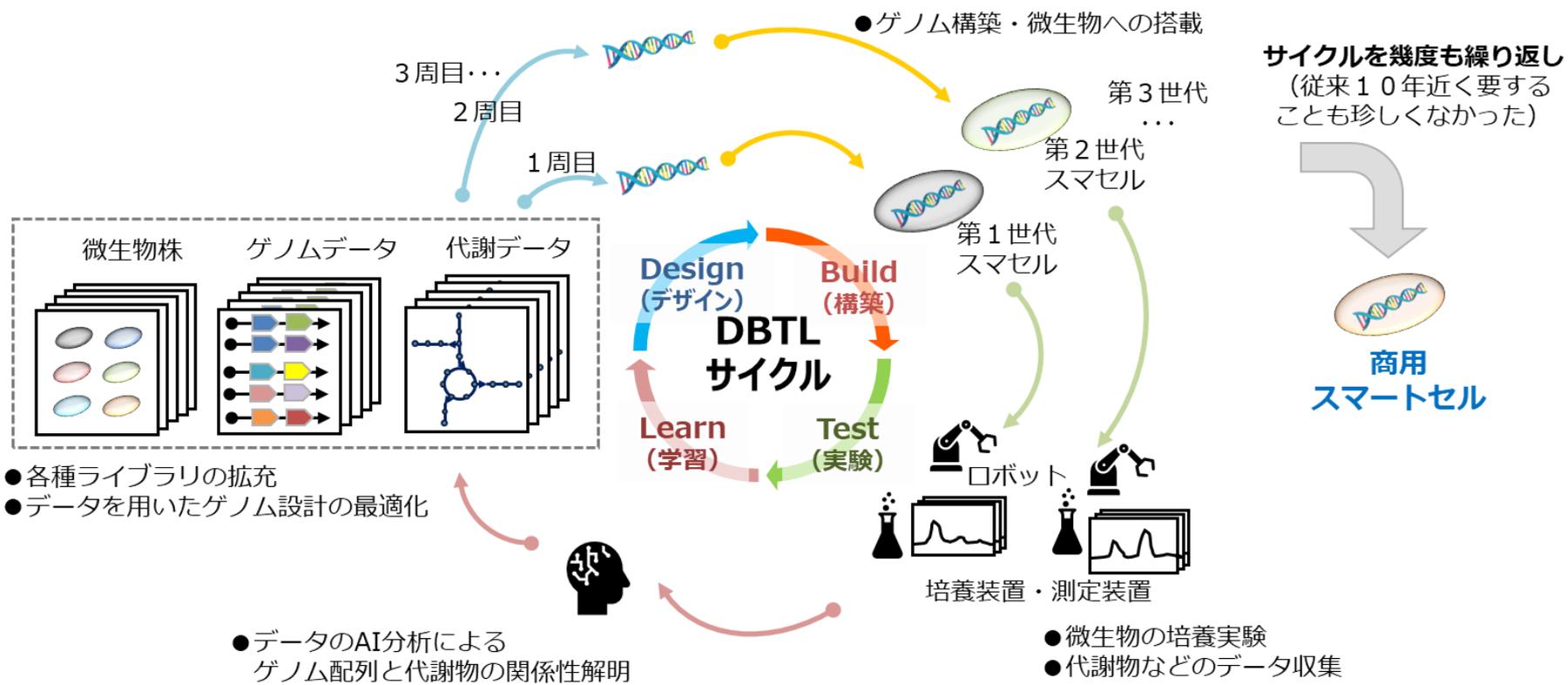
\*1：微生物、動物細胞、植物（細胞）とする。

- **提案対象者：** 企業等
- **提案要件：**
  - ・ 遅くとも1回目のSG以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること  
(ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く)

【研究開発項目②】産業用微生物等の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化 (b) 産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化 (委託)



- 効率的な微生物開発のためには、微生物株やゲノム・代謝データ等を各ライブラリから効率的に分析し、ロボティクス等を通じて大量の実験を高速化したり情報解析技術による高機能化など、**AIやロボティクス等の活用による効率化が必須**。さらに、**ゲノム構築など新たな技術に対応**するためのアップデートも必要。



## ● 開発対象：

- 本研究開発項目では、未利用原料等を利用した物質生産機能をもつ産業用微生物等の開発※を通じたプラットフォーム技術の高度化を目指す研究開発を実施します。  
他者から受託して当該微生物等を顧客に提供可能なバイオプラットフォーム事業者の育成を目指し、微生物等の育種と組み合わせる形だけでなく、以下に示すようなプラットフォーム技術の開発のみを実施することも可能とします。
- プラットフォームの機能高度化に当たり、試験環境下での研究開発に必要となる培養・精製等の設備を伴うことも可能としますが、その際には、各研究開発項目に付随して得られるデータの重要性に着目し、グローバルでの競争が可能となるよう、データの取得、活用及び連携の方法等について検討することが必要となります。
- (Ⅰ) 宿主となる微生物等ライブラリ拡充や生体触媒・代謝物に関するデータベース等の拡充
- (Ⅱ) AIなどのデジタル技術を用いて多種多様な微生物等がもつゲノム配列を解読して、生産物質の価値を高める技術開発、特定物質の効率的な生産に関連する遺伝子発現や代謝経路等との関係を明らかにし、効率的なゲノム設計・微生物等設計に反映するためのシステム・アプリケーション開発
- (Ⅲ) ロボティクス技術や自動でデータを収集するセンシング技術等を駆使して、一連の評価アッセイを連動させ、オートメーション化し、DNA構築、微生物等の構築及び微生物等の性能試験（代謝物データ収集等）等の生物化学的な実験を効率化するためのシステム構築
- (Ⅳ) 収集したゲノム配列・遺伝子発現・代謝物・生成物データ等を統合処理するためのシステム開発
- (Ⅴ) 工業生産時の分離・精製・加工といったダウンストリームの条件を微生物等設計に反映するための生産物質の物性評価システムの開発等といった技術の高度化
- (Ⅰ)～(Ⅴ)の一部／全部を組み合わせたプラットフォームの高度化

※微生物を用いて産生させた酵素を一以上の提案または既採択案件へ試験的に供給することを含みます。

- **開発目標：**
  - ・ 微生物等の物質生産機能の向上や高い物質生産機能を保ったまま従来とは異なる原料を利用可能とし、最終製品を市場投入可能な価格水準（代替候補製品の1.2倍以下）で生産可能な性能をもつ微生物等を開発します。
- **事業形態：** 委託
- **事業期間：** 5年（60か月）以内
- **SG：** 契約開始日から2年（24か月）以内に実施する。
- **予算規模：**
  - ・ 提案1件当たりの委託費は、原則として500億円以下
- **提案対象者：** 企業・学術機関等
- **提案要件：**
  - ・ 実施者は、**他社から受託を受け、当該微生物等を顧客に提供可能なバイオプラットフォーム事業者に限定**します。
  - ・ 産業用微生物等の開発を伴わずにプラットフォーム技術の高度化を目指す研究開発のみを実施する場合、契約開始後4年以内を目処に、自社或いは他の企業等が提供するDBTLプラットフォーム等に開発技術を実装し、本項目で行う微生物等の開発に活用すること、または研究開発終了時点で開発したプラットフォーム（プラットフォーム技術）が他の企業等から利用される仕組みを構築し自立運用体制を確立することを条件とし、技術検証を行うこと。

- 廃棄衣服や農業残渣等、様々な未利用資源から資化する過程で生じる不要物も含む原料から物質生産を行う。
- 微生物等を用いて未利用資源等から生産した物質の製造コストについて、**最終製品を市場投入可能な価格水準(代替候補製品の1.2倍以下)まで低下させる製造技術を確立**する。各プロセスのコストを低減し機能性、経済性、環境性能等の面で総合的に競争力が見込めるバイオ製品を社会実装する。

### スケールアップに応じた最適化

培養規模が大きくなると、

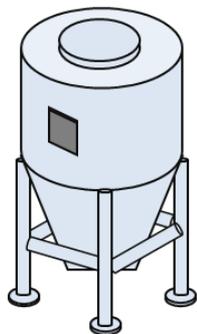
- 装置内の不均一性が増大し、微生物等周囲の環境が周期的に変動
  - サイズに応じた新たな設備が必要となる
- といった課題が発生



ラボスケール  
数～数十L



小～中スケール  
数百～数万L

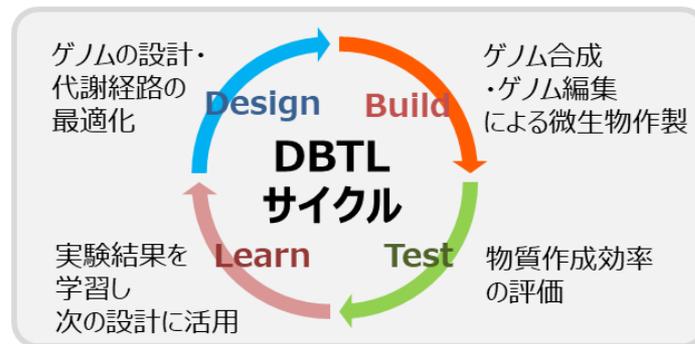


大スケール  
数万～数十万L



### スケールアップ後の環境に適したスマートセルの追開発

ロバスト性等の獲得により、ラージスケールや省エネ環境でも有用物質の生産性の維持が可能となる強靱な微生物を開発



スマートセル

● **開発対象：**

- ・ 微生物等を用いて商用スケールで物質生産を行う際に必要となる大量培養等のスケールアップに伴う技術の開発や生産実証を対象とします。
- ・ スケールアップの際は、原則として未利用資源を原料の一部として含むこととし、食品など、規制やパブリックアクセプタンス等の観点から未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は例外とします。
- ・ また、スケールアップはベンチスケールからコマーシャルスケールを対象とし、提案においては、提案しようとしている研究開発について、それぞれのスケールが具体的にどの程度の規模等であるかについて、事業化からバックキャストした形でのTRL (Technology Readiness Levels、技術成熟度レベル) に応じて定め、提案書に記載してください。

● **開発目標：**

- ・ 微生物等を用いて未利用原料等から生産した物質の製造コストについて、最終製品を市場投入可能な価格水準（代替候補製品の1.2倍以下）まで低下させる製造技術の確立を開発目標とします。

● **事業形態：** 補助

- ◆ TRL 4～5 (ベンチ～パイロット) : 上限2/3
- ◆ TRL 6 (セミコマーシャル) : 大企業 ; 上限1/2、中小企業等 ; 上限2/3
- ◆ TRL7以上 (コマーシャル) : 大企業 ; 上限1/3、中小企業等 ; 上限1/2

● **事業期間：** 5年(60か月)以内

● **SG：** 2年(24か月)以内に実施する。

- **予算規模：**
  - ・ 提案 1 件当たり、原則として 800 億円以下
- **提案対象者：** 企業等
- **提案要件：**
  - ・ 遅くとも1回目のSG以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること（ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く）。
  - ・ 事業化を見据えて、中長期的な原料の安定確保の見通しについて提案書の中で説明すること。

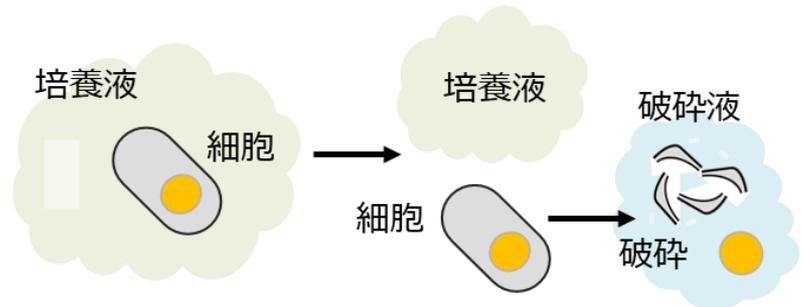
# 【研究開発項目④】微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証（補助）

● 微生物等を用いて未利用資源等から生産した物質の製造コストを、**最終製品を市場投入可能な価格水準(代替候補製品の1.2倍以下)まで低下させる分離・精製・加工技術を確立**する。  
各プロセスのコストを低減し機能性、経済性、環境性能等の面で総合的に競争力が見込めるバイオ製品を社会実装する。

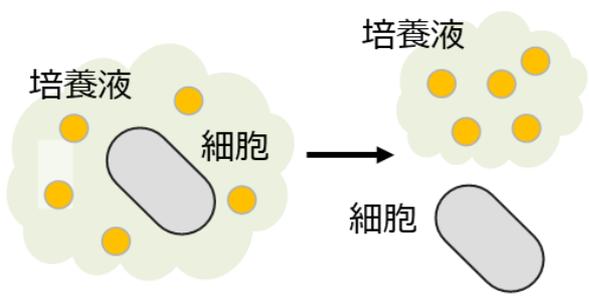
## 分離工程：

細胞と培養液を分離し、目的物質を取り出す工程

・細胞内に目的物質を溜める場合

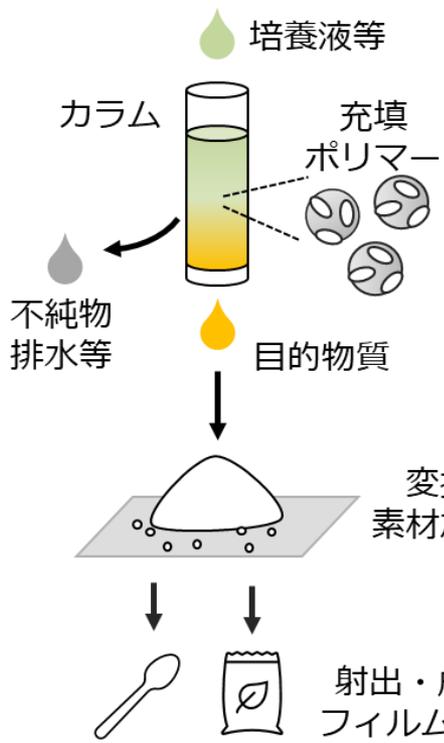


・細胞外に目的物質を放出する場合



## 精製工程・製品加工等の工程：

培養液等から目的物質を精製し、加工する工程



カラムに充填しているポリマーに目的物質を吸着させ、培養液等から精製

- ・ ポリマーへの吸着率向上による収率向上が必要
- ・ カラムを通す回数削減による工程の簡素化等が必要
- ・ 生産物質毎に最適な素材加工技術の開発
- ・ 機能・環境性能等の品質評価・LCA評価手法の開発

## 【研究開発項目④】微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証（補助）

- **開発対象：**
  - ・発酵や大量培養といった微生物等を用いたプロセスによって生産した物質等を培地等から分離・精製し、最終製品へと加工することに伴う技術の開発と生産実証を対象とします。
- **開発目標：**
  - ・微生物等を用いて未利用原料等から生産した物質の製造コストを、最終製品を市場投入可能な価格水準（代替候補製品の1.2倍以下）まで低下させる技術の確立を開発目標とします。
- **事業形態：** 補助（補助率：大企業；上限1/3、中小企業等；上限1/2）
- **事業期間：** 原則として、5年（60か月）以内
- **SG審査：** 2年（24か月）以内に実施する。
- **予算規模：**
  - ・提案1件当たり、原則としてNEDO負担額300億円以下
- **提案対象者：** 企業等
- **提案要件：**
  - ・遅くとも1回目のSG以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること（ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く）

## 【研究開発項目⑤】バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発」（委託）

### ● 開発対象：

- ・ バイオものづくり製品の社会実装を進めていくことを目的としたLCA確立の取り組みと、加えてその他1つ以上の社会実装に向けた取り組みを行うことを対象とします。後者については、例えば、以下の仕組みを検討するにあたり必要となる開発・検討や事例創出等を想定しています。
  - a. 商品の差別化を図り、高付加価値品として消費者に選んでもらう仕組み（表示ルール、ブランド戦略）
  - b. 温室効果ガスの削減効果をクレジット等の価値に変える仕組み（コスト増分を回収）（カーボンクレジット取引）
  - c. バイオ由来製品の廃棄時の回収ルール等の仕組み（ステークホルダー間の行動変容促進）
  - d. 資源循環経済の実現に向けて、日本の有する技術や製品が国際的に評価される仕組み（日本で製造された製品が高い環境対応との評価）（→a.～c.の国際標準形成）
  - e. マーケット作りのための消費者・企業・業界の受容を促す仕組み（→消費者・企業・業界調査）
- ・ なお、応募において同質の製品を生産するプロジェクトがある場合、既採択案件も含め、コンソーシアム間での協調・連携を行うことを採択の条件とする場合があります。

### ● 開発目標：

- ・ 研究開発項目①、研究開発項目③及び研究開発項目④の実施者は、事業終了までに採択した案件の製造プロセスに対するLCA等を実施し、標準化戦略を検討します。

### ● 事業形態： 委託

## 【研究開発項目⑤】バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発」（委託）

- **事業期間：** 原則として、5年（60か月）以内
- **SG：** 2年（24か月）以内に実施する。
- **予算規模：**
  - ・提案1件当たりの委託費は、原則として10億円以下
- **提案対象者：** 企業・学術機関等
- **提案要件：**
  - ・研究開発項目②（a）のみと研究開発項目⑤の組み合わせのみでの提案は、受け付けません。

1. 事業目的
2. 事業概要
- 3. 留意事項**
4. 提案方法など
5. よくあるご質問

- **研究開発項目①～⑤は、原則として各項目で示す期間以内で実施することとし、技術的困難性が小さい場合や社会実装に求められる競争スピードに比して遅れをとる可能性がある場合には開発・実証のスケジュールの前倒しを求めます。**また1つの提案に複数の目的物質生産のための開発要素を含む場合に、目的物質毎に異なる期間の計画を立てることも可能とします。
- すべての提案は、**採択審査において研究期間、委託・補助の別、補助率等に条件を付ける場合があります。**
- 「研究開発計画」3項(2)「研究開発期間」に例示される例外スケジュールでの提案を行う場合には、採択審査でその必要性を認められた場合のみ実施可能となります。
- 一つの実施者及びコンソーシアム（以下、「実施者等」という。）が当初定めた研究開発期間の終了時点において、実用化に向けた課題が残る場合であって、終了時点で必要性が認められた場合には、追加的に継続研究開発・実証（原則2年以内。ただし基金設置期間に限ります。）を実施することを可能とする場合があります。

- 提案 1 件当たりの委託費及び補助費は、原則として各研究開発項目に対して以下で示す金額を上限とします。  
（研究開発計画P.20～P.21、公募要領P.4～P.9）
- これらの**事業期間及び予算規模の上限**は、実施者の採択後、研究開発・実証の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況等に係る総合的な評価を踏まえ、**SG 等で見直します**。
- グリーンイノベーション基金事業にて実施している **CO2 を原料として吸収・固定化し物質生産する微生物等については対象外**とします（独立栄養方式と従属栄養方式の両方で培養が可能な生物については、独立栄養方式のみで培養する場合は本事業の対象外とします）。また、**診断薬・医薬品・医薬品原薬・原体及び専ら医薬品の原料となる物質を主として製造する提案も対象外**とします。
- 研究開発の推進状況管理の一環として、社会実装・技術推進委員会を設置し、事業の開発目標の達成状況等を確認するため、TRL（Technology Readiness Levels、技術成熟度レベル）の状況等も評価します。

補助事業者は、次の要件 i ~ vi（バイオものづくり革命推進事業費補助金交付規程第5条）、「研究開発計画」に示された条件を満たす、  
**単独ないし複数で補助を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。**

- i. 補助事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- ii. 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- iii. 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- iv. 当該補助事業者が遂行する補助事業が、別途経済産業省が定める「研究開発計画」を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- v. 当該補助事業者が補助事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

応募資格のある法人は、次の i ~ vii までの条件、「研究開発計画」に示された条件を満たす、**単独又は複数で受託を希望する企業等**とします。

- i. 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ii. 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- iii. N E D O がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- iv. 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- v. 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- vi. 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- vii. **本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること**。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

- 本事業を実施する企業等は、応募・採択時点において、支援対象となる研究開発の内容のみならず、当該分野の取り組みに対する**経営層\*<sup>1</sup>のコミットメントを明らかにした長期的な事業戦略ビジョンを提出**していただきます\*<sup>2</sup>。その具体性、困難度、実現可能性等を外部の専門家等から構成される**経済産業省産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 バイオものづくり革命推進ワーキンググループ**<sup>°</sup>（以下、「WG」という。）が評価し、**その結果を社会実装・技術推進委員会が実施する採択審査に反映**させます。
- 本事業における主要な企業等の**経営層は、毎年度、WGへ出席**し、事業戦略ビジョンに基づき、事業推進体制における工夫やプロジェクトの取り組み状況、今後の展望等を説明していただきます。
- 事業戦略ビジョン（別紙5）には、社会課題\*<sup>3</sup>の解決に向けた目標設定、国内だけでなく世界のマーケットを取る戦略、ターゲットとする市場の規模と達成年度、各国の市場を獲得するための具体的な段取りと投資計画、技術面以外のアクションの内容と段取り、競合他社の戦略分析といった要素を盛り込むこととします。

\*1：経営層とは、代表取締役、代表執行役その他代表権を有する者もしくは取締役とします。

\*2：事業者ごとに提出を求めます。国公立研究機関、大学、独立行政法人及びこれらに準ずる機関が提案の主体となる場合、企業と同様に提出を求めます。

\*3：気候変動・環境対策のみならず、SDGs や経済・食料安全保障等の幅広い社会課題を評価の対象とします。

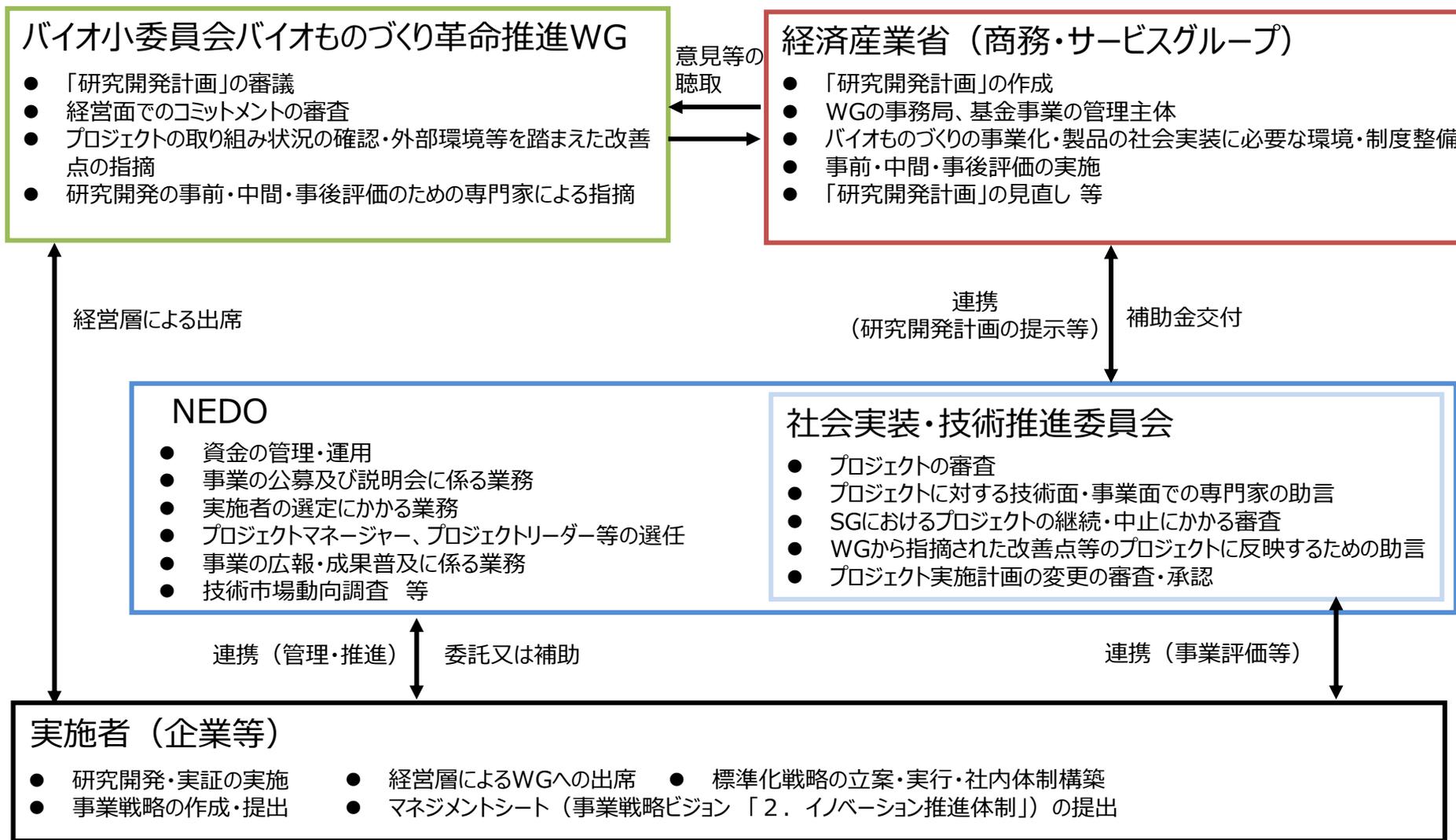
- 応募可能な類型のうち、類型 5 として提案する場合は、事業戦略ビジョンに終了時の成果物である原料の用途や質などを含めた事業化計画を記載してください。
- 上記に加え、**本事業に参加する全ての事業者は、応募・採択時点で提出した事業戦略ビジョンに基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度**
  - ① **経営層による本事業への関与**
  - ② **経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR 資料・統合報告書への記載等）**
  - ③ **事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）**

**といった項目について、取り組み状況（取り組んでいない場合は、その理由を含む）を NEDO に提出し、企業秘密を除き、公開していただきます。**

（マネジメントシート：事業戦略ビジョン2. イノベーション推進体制）

（参考）[バイオものづくり革命推進事業ホームページ](#)参照

# (参考) 実施段階でのWGの位置づけ



## ① 資産の帰属

- 委託業務（企業・公益法人等が委託先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、**NEDOに所有権が帰属**します。
- 委託先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先に帰属します。

## ② 資産の処分

- **委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO 帰属資産をNEDOから譲り受けること**となっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。
- NEDO帰属資産は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条が準用されるため処分制限があります。

## ① 資産の帰属

- **取得資産の帰属は、事業者**になりますが、補助金執行の適正化の観点から、補助事業で取得した機械装置等の取得財産には**処分制限**があります。

## ② 財産の処分制限

- **補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとする場合には、事前にNEDOの承認を受けていただく必要があります。**  
（交付金規定第9条十七項）
- NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に補助割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります。

## (参考) 取得財産の管理 (処分制限財産取扱いについて)



財産処分の取扱いに係る判断は、経済産業省の以下の通達に準じて行います。  
「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(経済産業省)  
[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)  
詳細は上記取扱いをご確認ください。

財産処分に該当するものは承認が必要です。

### <財産処分の定義>

転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：処分制限財産の所有者の変更。

交換：処分制限財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付け：処分制限財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

担保に供する処分：処分制限財産に対する抵当権その他の担保権の設定。

取壊し：処分制限財産（施設（土地を含む。以下同じ。）に限る。）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：処分制限財産（設備に限る。）の使用を止め、廃棄処分すること。

### <補助金等の交付の目的に反しない使用（例）>

当該補助事業等の成果の全部又は一部を商品化するために必要な技術開発（試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む。）、又は当該補助金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発（基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない。）に使用する場合。

注：事業期間中に、本事業の補助を受けて取得した設備を本事業における研究開発用途を伴わない形で利用することは認めません。

- 研究開発に伴って副次的に発生した生産物\*については、製品化するために必要な取り組みの一環として、販売やグループ企業内での商用利用も可能とします。
- 事業期間中に、補助を受けて実施した研究開発に伴って副次的に発生した生産物による収入については（有償サンプル提供等含む）、実施者に対して納付等を求めますので、事前にNEDO に相談の上、その指示に従ってください。

\*：副次的に発生した生産物とは、研究開発・実証の段階で発生する生成物や加工物等の有価物である。

- **補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降5年間**、様式第20による当該補助事業に係る**事業化状況報告書を機構に提出**し、当該補助事業の**成果に基づく収益が生じたときは**、機構の請求に応じ、交付された補助金の額を上限として**その収益の一部を機構に納付**すべきこと。（交付金規定第9条、第25条）

## <収益納付額の計算方法>

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額

（補助事業に係る製品・部品等における営業損益等（売上高－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額

（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までの収益納付を行っている場合の当該納付額）

- 国内経済への波及効果が期待される場合には、**海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を可能**とします。
- 他方で開発成果の社会実装に際しては、国内産業に十分な付加価値を生み出すことや用途、国外への技術流出リスク等について十分に留意してください。
- 具体的には、**プロジェクトの主な実施場所が国内であること**に加えて、**プロジェクト後の成果活用場所に国内を含むこと**を求めるほか、開発された技術が海外で武器に転用されないよう、**プロジェクトの実施者に輸出管理体制の整備**を求める等の安全保障上の配慮は当然として、**海外企業がプロジェクトの実施者となる場合には、新たに取得する知的財産は NEDO との共有とし、当該海外企業と NEDO の持ち分の合計のうち半数以上の持ち分は NEDO に帰属させること**とします（詳細は[NEDO知財マネジメント方針](#)を確認してください）。

1. 事業目的
2. 事業概要
3. 留意事項
- 4. 提案方法など**
5. よくあるご質問

- 「**別紙 1 チェックリスト**」を必ず参照の上、提出書類のご準備をお願いします。

- ・ 【2】提案書（※別紙 1 チェックリスト参照）
- ・ 提案概要（様式 1）
- ・ 実施計画（提案）（様式 2）
- ・ 研究開発責任者研究経歴書（委託）（様式 3）
- ・ 主任研究者研究経歴書（補助）（様式 4）
- ・ チェックリスト（別紙 1）
- ・ 応募概要（別紙 2）
- ・ 応募者情報（別紙 3）
- ・ 実施計画（別紙 4）
- ・ 事業戦略ビジョン（別紙 5）
- ・ 体制図（別紙 6）
- ・ 体制表（別紙 7）
- ・ 項目ごと積算総括表（別紙 8）
- ・ 積算総括グラフ（別紙 9）
- ・ 直近の事業報告書（別紙 1 0） \*1,3
- ・ 利害関係確認書（別紙 1 1）
- ・ NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（別紙 1 2）  
（公募要領内「4.提出期限及び提出先（3）提出にあたっての留意事項」も参照してください。）

- ・ 加点要素活動状況(若手・ワークライフバランス・賃上げ声明) (別紙 1 3) \*2
- ・ その他の研究費の応募・受入状況 (別紙 1 4)
- ・ 事業成果の広報活動について (別紙 1 5) (補助事業)
- ・ 非公開とする提案内容 (別紙 1 6) \*2
- ・ 契約に対する疑義 (別紙 1 7) \*2,3 (委託事業)

\* 1 : 直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細書、株主（社員）資本等変動計算書（それぞれ3年分））、会社案内、加えて未上場の中小企業においては、原則、①事業計画（NEDO事業期間中及び終了後3年間の事業の収支計画がわかるもの。（社としての全体と今回の研究開発の事業が峻別できるもの。））、②資本政策表、③資金繰り表（過去3年の実績、NEDO事業期間中及び終了後3年後までの予定表。資金調達計画、借入金等の返済計画が明瞭であるもの。）

\* 2 : 該当する場合のみご提出ください。

\* 3 : 任意の様式でご提出ください。

- 提出先：J Grants 公募ページ（下記リンク）に必要事項を入力の上、提出書類をアップロードしてください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDWzZMAX?wfid=a0XJ2000006dbGCMAY>

- (※) 複数法人による共同提案を行う場合は、代表法人が提出書類を取りまとめの上、代表法人が申請を行ってください。代表法人以外の法人の J Grants 上の申請は不要です。
- (※) J Grants での応募には、GビズIDプライムまたはGビズIDメンバーのアカウントが必要となります。GビズIDの取得に時間を要する場合がありますので、お早めに以下リンクより詳細をご確認ください。  
[https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN\\_100061.html](https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

- 提出期限：2026年3月19日（木）正午

通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑いたしますので、余裕をもって提出してください。

- 提出書類は日本語で作成してください。
- 「応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- Jグランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。
- **再提出は受付期間内であれば何度でも可能**です。
- 万が一、応募者の責に依らない理由（例：組織形態上、GビズIDの取得がそもそも不可でJグランツが利用できない、Jグランツ等の外部システムの障害発生により申請ができない等）により、提出期限までにJグランツ上の申請が困難な場合には、提出期限前までに必ずNEDO担当者まで連絡し、NEDO担当者の指示に従ってください。
- **Jグランツ上にアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、一つのzip ファイルにまとめてください**。なお、アップロードするファイル（PDF、zip等）にはパスワードは付けないでください。
- アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

## 【提案書類が不受理・無効とならないために】

- 「提案書作成上の注意（別添1）」に記載の内容に十分留意の上、提案書類を作成する
- 「提案概要（様式1）」と「項目別積算表（別紙8）」に記載の予算総額を一致させる
- 補助事業における委託費・共同研究費、および委託事業における再委託費・共同実施費は原則として総額の50%未満とする  
(課題設定型産業技術開発費補助事業 事務処理マニュアル P.114 および 委託業務事務処理マニュアル P.142)
- 「チェックリスト（別紙1）」を用いて提出書類に抜け漏れがないことを確認する
- 「事業戦略ビジョン（別紙5）」において、経営層のコミットメントが読みとれる記載とする
- 策定した予算の必要性と適切なタイミングで執行することが示されていること  
(特に大きい費用が発生する場合にはその根拠や必要性が記載されていること)

- ・ 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・交付審査委員会の二段階で審査を行います。
- ・ 採択先の選定に当たっては、**NEDOに設置する社会実装技術推進委員会による技術面、事業面の採択審査（書面、必要に応じてヒアリング）**と、**経済産業省産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会 バイオものづくり革命推進ワーキンググループ委員による経営面でのコミットメントの審査（書面）**により実施します。
- ・ 契約・交付審査委員会では、採択審査委員会による審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・ **ヒアリング審査では事業化へのコミットメントを確認するため取締役クラスの方の出席を求めることがあります。**
- ・ 必要に応じてNEDO等から追加でのヒアリングや資料の提出等をお願いする場合がございます。
- ・ 事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。
  - 採択審査の基準 詳細は公募要領をご確認ください。
    - i. 提案内容が「研究開発計画」の目的、目標に合致しているか
    - ii. 研究開発の計画について（技術面）
    - iii. 事業面
    - iv. 経営面

2026年	2月16日	: 公募開始
	2月24日	: 公募説明会
	<b>3月19日 正午</b>	<b>: 公募締切</b>
	3月下旬～4月中旬（予定）	: 書面審査
	<b>5月14日～15日</b>	<b>: ヒアリング審査（※）</b>
	5月中（予定）	: 契約・交付審査委員会
	6月中（予定）	: 採択決定・公表
	8月中（予定）	: 契約・交付

（※）ヒアリング審査への参加を求める場合には、4月下旬を目途にご連絡します。

お問い合わせは、下記の〆切までに限り、E-mailにて受け付けます。

※ ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

※ 御質問いただいた事項について、公平性の観点から広くQ&A等で公表することが適切である項目については、HP等で公表させていただくことがあります。

質問受付〆切： 2026年3月13日（金）正午まで

問い合わせ先：

バイオ・材料部 バイオものづくり室 公募事務局

E-mail : [bio\\_revolution@nedo.go.jp](mailto:bio_revolution@nedo.go.jp)

1. 事業目的
2. 事業概要
3. 留意事項
4. 提案方法など
5. よくあるご質問

**Q：1つの企業から、全く独立した2つの事業を応募することは可能か？**

**A：応募件数に制限はありません。内容に重複がなければ複数件ご提案いただくことも可能です。**

**Q：ヒト細胞を用いた研究開発の提案は本事業のスコープに当てはまるか？**

**A：本事業では微生物等を用いた研究開発を対象としており、公募要領上で定義する微生物等（＝微生物、動物細胞、植物（細胞））のうちヒト細胞は「動物細胞」に含まれるため、対象となります。**

**Q：大学等が単独で応募可能な類型はあるか？**

**A：研究開発計画P.17の4.(3)のとおり、大学等が単独で応募可能な研究開発項目は②と⑤のみになります。したがって類型6（②＋⑤）に該当します。**

**また類型6では②(a)のみの実施は認められず、②(b)＋⑤を組み合わせた提案である必要があります。**

**Q：研究開発項目③「微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証」について、「未利用原料を原料の一部として含む」とあるが、これは割合等に関して何らかの数値規定等はあるか？**

**A：特に割合を規定するものではありません。ただし、審査過程で原料の一部として含むことが判断困難なほど微量の場合は、要件未達と判断される可能性があります。**

**Q：類型5において、技術検証を行う際の委託費も、対象経費として計上することは可能か？**

**A：研究開発を含む内容は再委託費（委託事業の場合）として経費計上が可能です。なお、研究開発内容に含まない内容は外注費として経費計上する必要があります。**

**Q：補助事業終了後に、事業化を達成したものの本事業の目的の範囲内における追加的な研究開発を継続する必要があり、本事業期間中に取得した研究設備等を使用する場合、収益が発生していたとしても、目的の範囲内であり財産処分には該当しない（NEDOへの承認手続きおよび財産処分に係るNEDOへの納付は不要）という理解でよいか。**

**A：補助事業終了後であっても、本事業の目的の範囲内での研究開発を追加的に実施する限りにおいては、本事業において取得した財産を用いて収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお追加の研究開発を行う場合であっても事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがあります。**

以上